

特殊車両通行ガイドマップ

重さ指定道路 高さ指定道路



2004

通行許可の申請及び詳しいお問い合わせ先

国土交通省 ☎0120-645831

国土交通省徳島河川国道事務所道路管理第一課
〒770-0803 徳島県徳島市上吉野町3-35

(088) 654-2211

国土交通省香川河川国道事務所道路管理第一課
〒761-0104 香川県高松市高松町2422-1

(087) 841-9125

国土交通省松山河川国道事務所道路管理第一課
〒790-0056 愛媛県松山市土居町797-2

(089) 972-0034

国土交通省大洲河川国道事務所道路管理課
〒795-8512 愛媛県大洲市中村字長畑210

(0893) 24-5185

国土交通省中村河川国道事務所道路管理課
〒787-0015 高知県中村市右山2033-14

(0880) 34-7301

国土交通省土佐国道事務所管理第一課
〒780-0055 高知県高知市江陽町2-2

(088) 882-9161

道の相談室〔相談対象地域は 四国全域です〕

ドーナ ヨクナレ
0120-106-497

■「道の相談室」ホームページアドレス
<http://michi.skr.mlit.go.jp>

申請書、付属書類等の取扱い窓口

④四国建設弘済会	〒760-0066高松市福岡町3-11-22建設クリエイティブビル	☎ (087) 822-1177
徳島売店	〒770-0803徳島市上吉野町3-35 (徳島河川国道事務所内)	☎ (088) 654-2211
松山売店	〒790-0056松山市土居町797-2 (松山河川国道事務所内)	☎ (089) 972-0034
大洲売店	〒795-0054愛媛県大洲市中村字長畑210 (大洲河川国道事務所内)	☎ (0893) 24-5185
高知支所	〒780-8005高知市南新町2-30	☎ (088) 805-1561
中村出張所	〒787-0014高知県中村市駅前町13-3大正ビル1F	☎ (0880) 35-2165

日本道路交通情報センター

四国 (高松センター)	(087)834-3400	徳島 (徳島センター)	(088)622-3344
愛媛 (松山センター)	(089)933-2331	高知 (高知センター)	(088)825-3377
中国 (広島センター)	(082)221-7777	九州 (福岡センター)	(092)651-1331
関西 (大阪センター)	(06)6313-1141		
首都高速 (首都高速センター)	(03)3239-9801		
全国・関東 (九段センター)	(03)3264-1331		

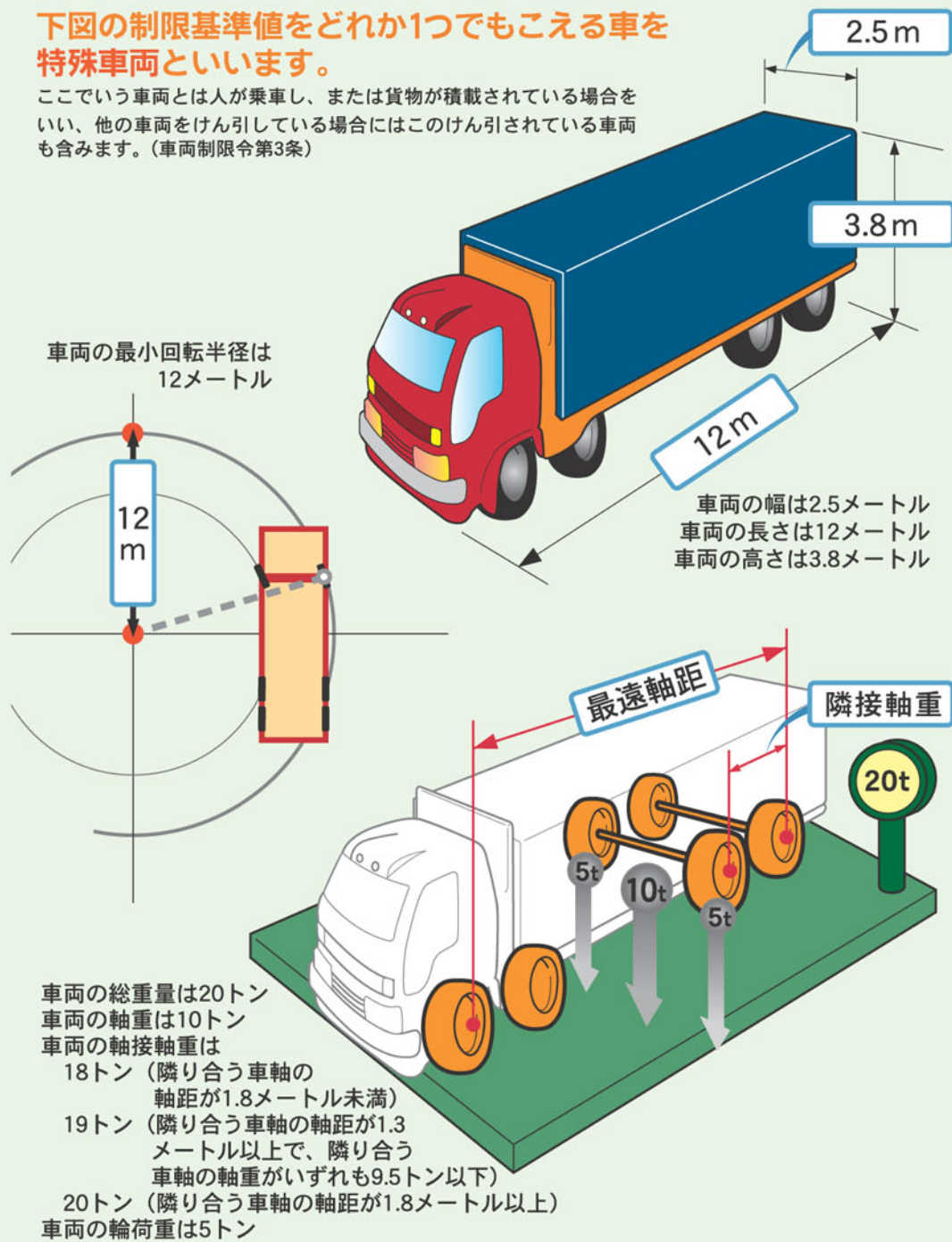
大きな車、重量のある車を通行させる場合は許可が必要です。

道路はみんなの財産です。最近、車も、運搬される貨物も大型になり、重量も重くなって、道路がこわされる事故がふえています。せまい道路に大型車を通行させ、歩行者や他の交通の妨げにならないよう、道路を通行する車両の大きさや重さを制限しています。この、一定の大きさや重さをこえる車を特殊重量と呼びます。特殊車両を通行させるときは、道路管理者の許可を受けるように、道路法で定められています。

特殊車両とは

下図の制限基準値をどれか1つでもこえる車を特殊車両といいます。

ここでいう車両とは人が乗車し、または貨物が積載されている場合をいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両も含みます。(車両制限令第3条)



ただし、高速自動車国道または道路管理者が指定した道路(重さ指定道路)を通行する車両の総重量は以下のとおりであり、また道路管理者が道路の構造の保全及び交通の危険防止上支障がないと認めて指定した道路(高さ指定道路)を通行する車両の高さは4.1m以下となります。

総重量	最遠軸距、長さ
20トン	5.5メートル未満
22トン	5.5メートル以上7メートル未満で、貨物が積載されていない状態で長さが9メートル以上の場合。9メートル未満は20トン
25トン	7メートル以上で、貨物が積載されていない状態で長さが11メートル以上の場合。9メートル未満20トン、9～11メートルは22トン

なお、セミトレーラ連結車とフルトレーラ連結車については、下表のように一般的制限値に特例が設けられている。

■長さの特例 (車両制限令第3条第3項)

連結車種	道路種別	高速自動車国道
セミトレーラ連結車		16.5メートル
フルトレーラ連結車		18.0メートル

(注) この特例は積載貨物が被けん引車の車体の前方または後方にはみ出していないものの長さです。

■総重量の特例 (車両の通行の許可の手続等を定める省令第1条2)

道路種別	最遠軸距	総重量の制限値
高速自動車国道	8m以上9m未満	25トン
	9m以上10m未満	26トン
	10m以上11m未満	27トン
	11m以上12m未満	29トン
	12m以上13m未満	30トン
	13m以上14m未満	32トン
首都高速道路、阪神高速道路、その他の都市高速道路及び本州四国連絡橋道路は含まれません。	14m以上15m未満	33トン
	15m以上15.5m未満	35トン
	15.5m以上	36トン
	8m以上9m未満	25トン
	9m以上10m未満	26トン
	10m以上	27トン
指定道路	8m以上9m未満	24トン
	9m以上10m未満	25.5トン
	10m以上	27トン
その他の道路	8m以上9m未満	24トン
	9m以上10m未満	25.5トン
	10m以上	27トン

規制緩和

新規格車

新規格車とは、高速自動車国道及び指定道路を自由に通行できる車両を言います。ただし、その他の道路を通行する場合は、特殊な車両として取り扱われ許可申請が必要です。

「重さ・高さ指定道路を表示する」案内標識等

	高さ指定道路	重さ指定道路
走行している道路が指定道路であることを示す標識		
分岐点等において指定道路の方向を示す標識		

指定道路を表示する案内標識に付置し、指定道路の始点・終点を表示する補助標識

始 点

終 点

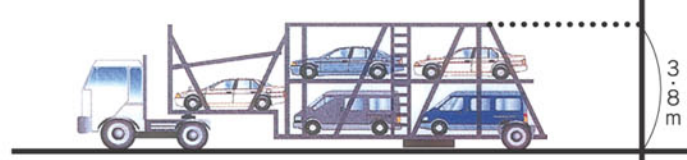
平成15年度より車高規制が緩和されました。

平成15年度より、物流の効率化を目的に車高規制の緩和が実施されました。道路法(車両制限令)に定める車両の高さの最高限度について、道路管理者が道路の構造の保全及び交通の危険防止上支障がないと認めて指定した道路を通行する車両にあつては、4.1メートルに引き上げられました。(その他の道路を通行する車両にあつては、3.8メートル)

ただし、長さ12メートル、幅2.5メートル、総重量20トンを超える車両は別途特殊車両許可が必要です。

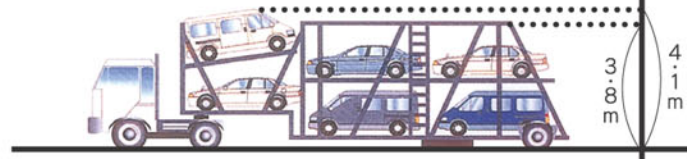
従来

車両の高さの最高限度(自由走行可能)は3.8メートル



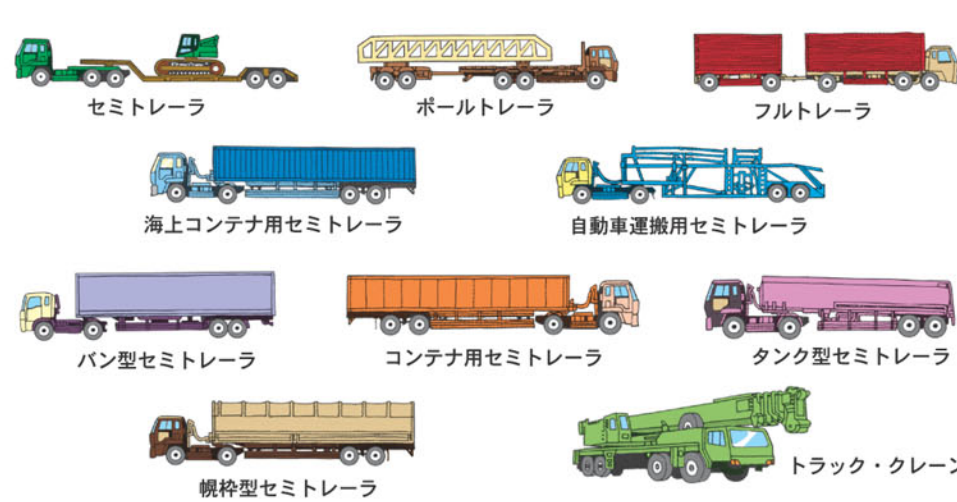
見直し後

道路管理者が指定した道路について、道路管理者が定める通行方法を守る車両の高さの最高限度は4.1メートル(その他の道路については3.8メートル)



※イメージ図は自動車運搬する車両の場合

特殊車両の種類



通行許可申請

特殊な車両を通行させようとするときには、道路の道路管理者に申請し、許可を得なければなりません。(道路法第47条の2第1項)

●申請先は

- ①出発地から目的地まで同一の道路管理者の道路を通行するときには、その管理者の窓口申請します。
- ②国土交通省が管理する一般国道と都道府県が管理する主要地方道などのように申請経路が2以上の道路管理者にまたがるときには、どちらかの管理者の窓口申請すればよいことになります。
- ③新規格車の通行許可の申請は申請経路にあたる道路を管理している管理者の窓口申請してください。

※なお、申請経路が2以上の道路管理者にまたがるときには、指定市以外の市町村では受付をしておりません。

●申請手続きには次の書類が必要です。

書 類 名	作成部数
特殊車両通行許可申請書	2部
車両の諸元に関する説明書	2部
通行経路表	2部
経路図	2部
自動車検査証の写し	1部
トラック・トラクタ内訳書(注)	2+申請車両数
トレーラ内訳書(注)	2+申請車両数

(注) ただし、上表は包括申請の一般的な場合。このほか道路管理者が必要とする書類(協議用経路図など)を提出する。

普通申請と包括申請

車両が1台の申請を普通申請、2台以上で、車種・通行経路・積載貨物・期間が同一の申請を包括申請という。

通行期間を延長したいとき(更新申請) 申請時と同じ窓口申請するときは申請書のみの提出でよい。別の窓口では左記書類一式が必要。

申請内容を変更したいとき(変更申請) 申請と同じ窓口では、変更したい書類のみの提出でよい。別の窓口では左記の書類一式が必要。

往復または片道で申請したいとき 許可申請書、通行区分欄の往復(または片道)を〇で囲む。

●往路と復路で車両の状態が異なるとき(積車状態または空車状態)の申請

往路、復路とも一つの申請とする場合

往路、復路とも積車状態で審査され、通行条件が付されて許可される。

積車状態と空車状態を区別する場合

積車状態と空車状態を別々に申請する。この場合は両方の許可証を車両に携帯する。

●申請書の提出は

申請者本人またはその代理人が、申請する窓口で直接出向いて申請する。(今後はインターネットによる電子申請を推進していく予定です。)

許可条件を守ってください。

通行の許可を受けて通行するときには、次の事項を守ってください。(道路法第47条の2第6項)

書類の携帯

許可証、条件書、経路図(複製)
(包括申請の場合には、トラック・トラクタ内訳書、トレーラ内訳書)

許可条件に明記されている

①期間②経路③時間は遵守ください。

通行条件

橋、トンネル等での徐行、誘導車の配置等が義務づけられているときには、必ずその措置をとる。

道路状況

出発前に、道路管理者または財日本道路交通情報センターに、許可された道路の状況を確認する。

事故のとき

万が一、事故のときには直ちに応急措置をとり、道路管理者に報告すること。

特車のオンライン申請が はじまります

2004年3月末からオンライン申請を行うことができます

オンライン申請の紹介や体験ができるホームページが公開されています。一度ごらんになって下さい。

ホームページアドレス
<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

罰 則

許可なくまたは許可条件に反して特殊な車両を通行させた者、または道路監理員の命令に違反した場合は、罰則が定められています。この罰則は、違反した運転手ばかりでなく、事業主体である法人または事業主にも、同じように科せられます。

- ①車両の通行が禁止または制限されている場合、これに違反して通行させた者、許可条件に違反した者は
●6ヶ月以下の懲役または10万円の罰金(道路法第101条第4項)
- ②道路管理者または道路監理員の通行の中止などの命令に違反した者は
●6ヶ月以下の懲役または10万円の罰金(道路法第101条第5項)
- ③車両の幅、長さ、高さ、重さ、最小回転半径などで制限を超える車両を道路管理者の許可なく通行させた者、または許可条件に違反して通行させた者は
●30万円以下の罰金(道路法第102条第1項)
- ④特殊な車両を通行させるとき、許可証を備えていなかった者は
●30万円以下の罰金(道路法第102条第2項)
- ⑤車両の幅等、個別的に制限されている道路に車両を通行させて、通行の中止、総重量の軽減、徐行などの道路管理者の命令を受けながら、それに違反した者は
●20万円以下の罰金(道路法第103条)

許可証をなくした場合

許可証をなくした場合

許可を得た道路管理者に許可書の再交付を申請(許可証再交付申請書)し、再交付を受けてください。

許可証を汚した場合

許可書を汚したり偽造した場合には「許可証再交付申請書」の提出時に現許可書を添付してください。

手 数 料

通行経路が2以上の道路管理者に跨るときは、申請者が受け付けられた時点で手数料が必要です。(関係する道路管理者への協議等の経費で、実費を勘案してさだめられています。)その額は、国の機関の窓口では、1,500円(1件)、県の窓口では、条令によって多少異なります。

手数料の計算方法は原則として、

申請車両台数×(申請経路数/5)×1,500円として求めています。

車両台数は、トラックまたはトラクタの申請台数としています。
なお、(申請経路数/5)が小数点以下となるときは切り上げます。

7ルートを申請する場合

7ルートを往復申請すると、申請経路は14経路として扱われます。

手数料は次のように計算します

申請車両台数が1台のとき 1台×(14経路/5)×1,500円=4,500円
申請車両台数が25台のとき 25台×(14経路/5)×1,500円=112,500円
なお、片道申請の場合、申請経路は7経路として扱われます。

重さ指定道路 高さ指定道路

本図は概略図です。詳細は道路管理者(裏面参照)にお問い合わせ下さい。

大雨や台風の時に通行止めになる国道の区間

大雨などで土石や砂礫れなどがおこる異常気象時に、災害から車両や道路通行者をまもるために《通行止》の区間を定めています。

本州四国連絡橋公団

路線名	区間	延長	制限条件 (通行止になる区間)	担当事務所
瀬戸内海連絡橋	瀬戸一宮 1.0~1.5	44.8km	瀬戸一宮 1.0~1.5	香川国道事務所
瀬戸中央連絡橋	瀬戸一宮 1.5~1.8	18.3km	瀬戸一宮 1.5~1.8	香川国道事務所
瀬戸中央連絡橋	瀬戸一宮 1.8~2.0	18.3km	瀬戸一宮 1.8~2.0	香川国道事務所
瀬戸中央連絡橋	瀬戸一宮 2.0~2.2	18.3km	瀬戸一宮 2.0~2.2	香川国道事務所
瀬戸中央連絡橋	瀬戸一宮 2.2~2.4	18.3km	瀬戸一宮 2.2~2.4	香川国道事務所

日本道路公団

路線名	区間	延長	制限条件 (通行止になる区間)	担当事務所
高松自動車道	高松一宮 1.0~1.5	10.9km	高松一宮 1.0~1.5	高松国道事務所
高松自動車道	高松一宮 1.5~1.8	12.8km	高松一宮 1.5~1.8	高松国道事務所
高松自動車道	高松一宮 1.8~2.0	12.8km	高松一宮 1.8~2.0	高松国道事務所
高松自動車道	高松一宮 2.0~2.2	12.8km	高松一宮 2.0~2.2	高松国道事務所
高松自動車道	高松一宮 2.2~2.4	12.8km	高松一宮 2.2~2.4	高松国道事務所

国土交通省 (直轄国道)

路線名	区間	延長	制限条件 (通行止になる区間)	担当事務所
11号	愛媛県高松市外周市志川~愛媛県高松市川内河之内	5.9km	愛媛県高松市外周市志川~愛媛県高松市川内河之内	高松国道事務所
32号	香川県三豊郡三豊町上野之内~香川県三豊郡三豊町上野之内	11.0km	香川県三豊郡三豊町上野之内~香川県三豊郡三豊町上野之内	高松国道事務所
32号	香川県三豊郡三豊町上野之内~香川県三豊郡三豊町上野之内	14.3km	香川県三豊郡三豊町上野之内~香川県三豊郡三豊町上野之内	高松国道事務所
32号	香川県三豊郡三豊町上野之内~香川県三豊郡三豊町上野之内	25.3km	香川県三豊郡三豊町上野之内~香川県三豊郡三豊町上野之内	高松国道事務所
32号	高松市三好町大字大字大字	6.2km	高松市三好町大字大字大字	高松国道事務所

国土交通省
松山河川国道事務所

国土交通省
大洲河川国道事務所

国土交通省
土佐国道事務所

国土交通省
中村河川国道事務所

国土交通省 四国地方整備局

国土交通省
香川河川国道事務所

国土交通省
徳島河川国道事務所



0 5 10 15 20(km)

凡 例

- 重さ指定道路(平成16.4.1現在)
※供用中の高速度道路は全線通行可能
- 高さ指定道路(平成16.4.1現在)
- 一般国道 (国土交通省管理)
- 一般国道 (県管理)
- 自動車専用道 (高速度道路)
(本州四国連絡橋)
- 重要 港 湾
- 道の 駅
- 事前通行規制区間
- 国土交通省直轄国道
- 徳島県管理の国道
- 香川県管理の国道
- 愛媛県管理の国道
- 高知県管理の国道